

ID: 10

担当部署: 公平委員会事務局

<p>処分の概要</p>	<p>退場命令</p>		
<p>例規名 根拠条項</p>	<p>口頭審理の傍聴に関する規則 第5条</p>		
<p>例規番号</p>	<p>平成7年公平委員会規則第1号</p>		
<p>【根拠条文】 (退場命令) 第5条 審査長は、傍聴人がこの規則に違反したと認める者に対して注意を促し、なお改めないときは退場を命ずることができる。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
<p>備考</p>			
<p>設定年月日</p>	<p>平成 28 年 4 月 1 日</p>	<p>最終変更年月日</p>	<p>年 月 日</p>